令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	20％あげちゃうキャンペーンの件	2月28日をもって1月中旬から取り組まれたキャンペーンが終了しました。本年はPayPay+dということで対象を拡大し、利用店も多く大きな成果をあげたのではないでしょうか。 さて、3月に入りますと数字がでてくると思われます。大変めんどうですが、2社の利用金額をおしえてください。 その前に全体の利用金額も。又全国と地元資本別の利用状況が把握できないでしょうか。 尚、小生のようにスマホを持ってない市民も多数みえるのではないでしょうか。スマホの所有の有無はたんなる「区別」ですか。使用に価値を生むならば「差別」ではないでしょうか。「差別」はよくないと思います。 スマホを活用した取組みと商品券の取組みの経済効果はどうであるのかできれば数値を示していただければ？	【第2弾】がんばれ松阪！コロナに負けるな！最大20％あげちゃうキャンペーンの利用金額については、現在精査中でございます。精査完了次第、記者発表等により、結果報告をさせていただきます。 1月に開催しましたスマホ教室では、多くの方にご満足いただき、スマホを生活に取り入れたいといったようなお声もたくさん頂戴いたしました。スマホやキャッシュレス決済に触れていただく良い機会になったかと思います。 経済効果につきましては、昨年度実施しました「第1弾松阪みんなの商品券事業」では商品券利用期間の6か月で約14億円となっています。また、「第1弾がんばれ松阪！コロナに負けるな！最大20％あげちゃうキャンペーン」ではキャンペーン期間中の1か月で約5億4千万円となっており、前月比で320％の増となっています。 このような実績を踏まえ、市内の事業所・店舗への支援がより良いものとなるよう事業実施に向け検討協議を行っております。	商工政策課 電話：53-4361

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	子供の医療費の窓口負担の件	県内唯一松阪市は窓口負担1000円貫く方針を議会でお聞きしました。質問で石川福祉事務所長はコロナ禍で通常の医療費の動向を把握できないため検討に入る段階ではないことや他県でゼロにして医療費が増大した事例をあげられ、現時点では見直さないとのことです。小生は具体的な事例の詳細があったどうか失念しました。 大変、ごめんどうですがいつどの県の市を何件照会され数字をつかまれたのかおしえて下さい。次のように 〇導入の前後の数字 　たとえば導入をした年度と導入以前の2年間分の医療費の数値をおしえて下さい。もちろん近年は他自治体の数値は容易入手できると思います 〇県内の28市町の前記の数値をおしえて下さい。 　2017年度、2018年度、2019年度、2020年度 　（20年度はコロナ関係有） 〇2017年10月有識者会議の結果①保護者の所得が児童扶養手当の所得制限未満の場合は窓口負担ゼロ②2019年4月の診療分から未就学児の一部だけ千円の負担を求める。これは松阪地区医師会管内。管外は2割窓口負担。高校生までの医療費助成拡大。少額でも医療費の増大をおさえる。	松阪市では「松阪市福祉医療費助成負担軽減対策検討委員会」の答申を受け、平成31年4月受診分より次の通り大きな2項目について制度の改正・拡大をさせていただきました。 1. 未就学児の医療費助成で一部窓口負担を軽減 　（1）保護者の所得が「児童扶養手当所得制限内」であれば、医療機関での窓口負担なし。 　（2）保護者の所得が「児童扶養手当所得制限を超える場合」、医療機関1受診につき窓口負担は上限1,000円まで。（この窓口負担は、こども医療費助成として後日保護者指定口座に振り込みます。） 2. 高校生世代まで医療費助成を拡充 　保護者の所得が児童扶養手当所得制限内であれば、窓口での自己負担分を助成します。また児童扶養手当所得を超える場合は、自己負担額の2分の1を助成します。 　この改正では、未就学児の早期受診と高校生世代までと医療費助成を拡大することで、子育て支援に取り組んでいるところでございます。 松阪市の導入以前と導入後の医療費は次のとおりです。 　年　度　　医療費助成額　　備　考 平成30年度　447,209,848円　2項目の導入前 平成31年度 （令和元年度）　481,060,169円　2項目の導入年度 令和2年度　408,383,815円　コロナの影響あり 　また、県内の医療費についての動向をお問い合わせいただいておりますが、他自治体の医療費が松阪市と同じ形態で決算資料などが公式発表されておりませんので、残念ながらお示しすることは出来ません。 　なお、他県での医療費増大の事例については、「松阪市福祉医療費助成負担軽減検討委員会」において、配布資料（但し非公開資料）により「石川県では（窓口負担をなくしたことで）医療費が約3割増加している。」ことを委員の皆様にも確認いただいています。	地域福祉課 電話：53-4488

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	成人年齢引下げについて	ご承知の通り来月から成人年令が20才→18才に引き下げられるテレビや新聞等で報道がされております。ローンやクレジット契約各種の物やサービスの取引が出来るようになります。従来であれば18、19才の取引きには未成年者取消権がありました。中学高校で家庭科の科目で授業での知識を得ることもあります。最近の小年はスマホ等の情報収集も多くあると聞きます。松阪市には消費相談センターがあります。小生も昨年冷蔵庫が故障して始めてその存在を知った次第です。松阪市独自にどのように市民に告知されるのかおしえて下さい。	日本での成年年齢は20歳と民法で定められていましたが、2022年4月1日から民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなります。 民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることが可能な年齢」、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。 未成年者の場合、親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者の保護、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。 しかし、成年に達すると親の同意がなくても自分の判断で自由に契約ができるようになる半面、未成年者取消権は行使できなくなり、その契約に対して自分自身が責任を負う必要が生じます。 契約にはいろいろなルールや規定があり、社会経験、知識が乏しいまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。 そうした消費者トラブルに遭わないために、商工政策課としましては、チラシ、ポスターでの啓発を行っております。また、市ホームページ・市広報への掲載、市役所一階にあるモニターでの情報発信、高等学校へのチラシ配架等も準備しており、啓発活動を引き続き続けてまいります。 また、消費者庁等もSNSや動画配信など様々な周知を行っており、今後も関係機関と連携をして、周知活動に努めてまいりたいと考えております。	商工政策課 電話：53-4338

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	借金時計の件	2009年に設置され借金時計は13年たちました。2008年はGDPは中国に抜かれ第3位。そして当時の日本の借金は確かGDPの1.5倍に達し、市民に対して過度な要求に対する一定のセーブする役割を果たしたのではないか。しかし、2020年度の国の借金は1100兆円。国民一人当たり1億2千万円、昭和19年度の戦争の規模をはるかに上まわっております。いずれにしろ新たなる方法で市の借金をおしえていただき、種々の取組を24時間提供して下さい。借金は困まりますネ。	ご意見いただきました通り、近年の世界や日本の情勢を考えますと、「お金」に関することについてはこれまで以上に市民からの関心が強まっていくと考えられます。 現在、市役所玄関前に設置しております借金時計につきましては、市の財政状況を直感的に見ていただける一つの手段であると考えておりますが、既に設置後12年以上が経過しており市民に関心を持ってもらうという点で、一定の役目は果たしたと考えております。ソフトの更新が不可能であること、電光掲示板にも一部不具合が生じていることから修繕等の更新は行わず、機器として使用可能な期間については使用していきたいと考えております。まずは、この借金時計を1日でも長く使用していけるようにと考えながら、使用不可能となった際には違った周知方法を検討する余地はあると考えております。 市の借金を市民に知ってもらうということは、市の財政運営についての関心を持ってもらうことにつながると考えますので、市民が気軽に知ることができ、また効果的で丁寧な周知方法を検討していきたいと考えております。	財務課 電話：53-4317

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	サイバー攻撃に対して備えは	先日、トヨタ自動車の部品会社がサイバー攻撃を受けトヨタ自動車の車の正品がストップして大きな被害を受けました。昨年は四国の病院がサイバー攻撃を受け、病院機能がそうしつ。大きな、患者に対してえいきょうがありました 松阪市もDXを強力推進し、我々市民も恩恵うけておりありがたく思っております。サイバー攻撃に対して現在市民病院、市役所の対応方に対してどのように対応しているのお聞かせください。又もしあってはならないことですが受けた場合の代替措置があろうと思いますので、おおしえ下さい。年度末ご多忙と思いますが、ご返答方よろしくお願い申し上げます。	まず、自治体の情報セキュリティ対策は、平成27年12月25日付の総務大臣通知に従い、強化を図ってきました。 この通知による対策の柱は、次の2点です。 ①自治体内部の情報ネットワークは、インターネットから分離する。 ②自治体がインターネットに接続するためのネットワークは、インターネットへの出入口を都道府県単位で1か所に集約して、高度なセキュリティ対策を施す。 ①の対策により、市役所が保有している重要な情報は、インターネットから分離されており、サイバー攻撃があったとしても影響を受ける恐れが非常に低くなっています。 ②については、1か所に集約したインターネットへの出入口に対して、三重県及び県内の29市町が共同で高度なセキュリティ対策を実施しています。 また、行政サービスに重大な影響を及ぼすような事態には至らないようにUSB接続の記憶媒体の接続をシステム的に制御するなど個別の対策も実施しています。 なお、具体的なセキュリティ対策については、公表を控えさせていただいておりますのでご理解ください。	情報企画課 電話：53－4004

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	森林環境譲与税の現状について	ご承知の通り、日本の林業は半世紀ほどまえにスギやヒノキを大量に植えましたが伐採期を迎えておりますが採算の悪化や担い手の減少で放置されている山林が増、それを改善するために、間伐などの森林整備、林業の人材育成、公共施設の木材利用、住民向けの普及啓発などに活用されきたと思います 2019～20年度にかけて松阪市として配分金額及び活用状況についておしえて下さい 24年度から森林環境税が導入されるようですが　配分方法とか使い途の自治体の裁量を広げる必要もあろうかと思います　松阪市も飯南飯高地域があり林業が盛んであったと記憶しております　過疎対策も含めどう対処されるのかお聞かせ下さい	森林環境譲与税は、令和元年度から全国の市町村に譲与が開始され、松阪市には、令和元年度に49,731,000円、令和2年度には105,679,000円が譲与されております。 松阪市おける森林環境譲与税の使途については、市域の約7割を占める森林の適正な管理を進めるために、10年以上間伐などの整備が行われていない森林所有者への意向調査をもとに、市が所有者に代わり間伐を行い、森林を管理していく取り組みに活用しております。 その実績としましても、令和3年度末で合計約625ヘクタールの森林で、間伐が完了する見込みであり、森林環境譲与税導入前に比べ、未整備森林の解消につながっております。 さらに、林業の活性化を図る上において重要となる出口戦略の強化を進めるため、松阪の木を使用した新築木造住宅を建築する地域の大工・工務店や建築士、及び建築主に対する支援事業にも活用を開始し、地域材の利用拡大に取り組んでおります。 今後についても、森林整備及び木材利用の促進などを進め、地域の林業関係者とともに、林業振興の発展に取り組むことで、人口減少などの過疎地域の課題解決にもつながるような森林環境譲与税の活用方法について、調査研究を進めていきたいと考えております。	林業振興課 電話：46－7124

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	（なし）	2月からの市議会（財政予算計画質疑応答）を見ての感想ですが、これからのまちづくりとか、繋がりのまちづくり、交流人口・観光人口からの人口が増やし方等いろいろ質疑答弁されてますが議員・行政どちらも具体性に欠けた感じでした。 観光人口を増やす方策に一つとして「松阪フルマラソン」がありますが、通り道にゴミが落ちていたら観光どころではありませんよ。マラソンの直前に一斉清掃？それでOKになりますか？その時だけに終わる気がします。観光で人を呼び、交流で人口を増やしたいなら、行政・議員・教育者一丸となって、清掃ボランティア活動してみませんか？ 団体で活動するとき、単に仲間から言われてとか、仕方なくとかでは人間失格です。 計画ができたら日程とか規模とか詳細を流してください（行政と議員） 令和3年2月に作成された「松阪市実施計画書」にこんなことが書いてあります。 資源循環型社会の推進（P76）の中に塵芥収集事業欄で活動指標「家電4品目の不法投棄処理台数」とありR3年度は95台以下R4年度は90台以下となってます、意味がわかりません、それ以下で目標達成だとしたら不法投棄処理をしなければ（拾ってこなければ）簡単に達成できますよ。 また、ゴミ対策の整備に満足している人の割合という項目がありますが、目標が28％あります、これだけの数字でいいの？100％目指さないの？取り組みの中に、不法投棄防止監視パトロールの強化、啓発を広域的にとありますが、私見たことありません。具体的に行動月日を教えてください。 また、P95には広報の目標ページ数がありますがこんなの必要なんですか？ だったら、私のような市民の声が上がってくると思いますので、毎月「市民の声と回答を」載せるページを作ってください。 広報は自治会に入ってなくても届けられるように指導してください（その経費は自治会には落ちてると思うし、税を払っている以上、人権問題にも）	これからのまちづくりにおいて、行政、議員、教育者一丸となっての取り組みに対するご提言、また、ご自身自らのごみ拾いなど、環境美化への活動ありがとうございます。 ボランティア活動につきましては、〇〇様のご意見にもありましたが、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動です。職員におきましては、それぞれの居住地域や職場においての取組みに任せています。 また、議員につきましては、お送りいただいた手紙の内容を議会事務局より全議員に周知させていただきました。 次に、広報紙の掲載記事についてのご意見ですが、「広報まつさか」は、多くの情報を分かりやすくコンパクトに伝えられるよう目指しているところです。従いまして、「市民の声」のご意見と回答は限られた紙面の中で掲載することは難しい状況にあります。なお、ご意見の要旨とそれに対する回答は、ホームページでご覧いただくことが可能です。 広報紙等の配布につきましては、未加入世帯へも配布していただくようご協力をお願いしておりますが、高齢化や共働き世帯の増加による配布活動の担い手減少から自治会の負担も大きくなっていることなど、課題も多くあります。引き続き、未加入世帯への配布については自治会等へご協力の依頼をさせていただくとともに、広報紙の配架場所の増設についても検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、広報紙の配布に対する交付金につきましては、実際に配布した部数に応じて交付しております。 続きまして、松阪市実施計画における活動指標「家電4品目の不法投棄処理台数」についてですが、ご指摘にありました、令和3年2月に作成された松阪市実施計画書に記載されております活動指標「家電4品目の不法投棄処理台数」につきまして、令和3年度は95台以下、令和4年度については90台以下を目標としております。この指標につきましては、不法投棄がなくなることを目標としており、90台以下で満足するといった指標ではございませんことを申し添えます。また、目標に近づいたら見逃すというわけでもありません。	広報広聴課 電話：53-4311 清掃事業課 電話：53-4470

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	（なし）		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と記されています。不法投棄をすると個人の場合は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。不法投棄された廃棄物は、投棄者に処理させることが原則ですが、投棄者がわからない場合は、その土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）が自らの責任で処理しなければなりません。 不法投棄で相談がございますと、まず、松阪警察署生活安全課に連絡することを指導します。不法投棄者が発見できない場合は、不法投棄をされた土地の管理者に責務が発生するため、責任をもって処理処分していただくことを指導します。 不法投棄を自治会が協力してクリーンセンターへ持ち込みされる場合は、免除となる場合がございますので、申請方法等をご案内しております。 不法投棄を防止するために、広報まつさかでフェンスや看板を設置したり、こまめに草刈りを行うなど自分の土地を清潔にして見通しのきく状態にしておくことや、自分のごみは責任を持って分別し、正しく出すことなどのPRや不法投棄防止監視パトロールを実施しております。 不法投棄防止監視パトロール業務は、昼間及び夜間における、廃棄物の不法投棄監視パトロールを定期的に実施することにより、廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見することを目的としています。業務を具体的に説明いたしますと、本庁管内、嬉野管内、三雲管内、飯南・飯高管内の4つの管内に分けて昼間、夜間のパトロールを年間、合計36回のパトロールを行います。夜間につきましては、深夜におけるパトロールになります。	広報広聴課 電話：53-4311 清掃事業課 電話：53-4470

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	（なし）		不法投棄の疑いのある事案を発見した場合は市の管理する道路上にある不法投棄物については収集可能なものについては回収運搬等の対応を行います。パトロールで発見した箇所が県や国の管理する土地につきましては、三重県への情報提供を行い対応していただいています。個人の土地である場合には、土地の所有者に状況の確認を行うことが必要になるため、即日回収という対応はできないことをご容赦いただきたいと思います。 上記、不法投棄監視パトロールのなかで、令和2年度から近隣の多気町・明和町・大台町と連携し、市町における境界付近において不法投棄が多いことから境界付近のパトロールも実施しております。実施日時について、松阪市につきましては、6月9日、8月4日、11日、9月15日、17日、令和4年1月14日、3月11日、23日の8回実施しています。 最後に、ごみ政策の整備に満足している人の割合が28％で、100％を目指さないのかというご指摘につきましては、もちろん目指していくべきところは100％だと認識しておりますが、こちらにつきましては三重県や松阪市、地域の自治会や住民協議会、そして、松阪市民、一人ひとりのご協力が不可欠であると思いますので、〇〇様をはじめ、皆さま方のご理解ご協力を今後ともよろしくお願い致します。	広報広聴課 電話：53-4311 清掃事業課 電話：53-4470

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	出前講座メニュー令和4年度版を拝読して	本年4月1日から民法が改正され成人年齢が20才から18才に引き下げになります　成年年齢は「一人で契約することが可能な年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢です」「親の同意を得なくても自分の意思で様々な契約をできるようになります　反面、未成年者取消権は行使できなくなります　契約にいろいろなルールや規定があり社会経験不足ためトラブルに巻き込まれてます　担当部署である商工政策課で対処されてみえると思います　国の消費者庁等もSNSや動画配信など様々な周知がおこわれております　行政も単純な仕事から市民から種々の知的サービスへのニーズ高っていることはご承知かと思います。フェイスtoフェイスで相談する場合4F、消費相談体制で相談しにくくプライバシーの保持もむずかしいのでは　市役所のスペースの関係で大変ですか　1階にあるより子供たちへの環境整備が必要では　例えば担当課の管轄である産振センターで成人年令引下げの相談室の設置は如何でしょうか　又広報等への周知活動等、より一層必要では	当市消費生活センターの相談スペースとしましては、商工政策課窓口に相談窓口専用のブースだけではなく、窓口にお越しになる他の一般の方と離れて相談ができるスペースも別に設置し、パーテーションにてプライバシーの配慮にも工夫をしております。また、相談内容上特に個別ブースでの相談が必要な場合には、庁舎内の空き会議室等にて相談に応じることもしております。 成人年齢引下げに伴う消費者トラブルに対しては、消費者庁等もSNSや動画配信など様々な周知活動を行っており、当市としても、これらの媒体を活用し若年層への周知を図っていきます。 若年層からの相談につきましては、今後も当市消費生活センターの専門相談員がプライバシーに配慮しつつご相談を受け付けしてまいります。	商工政策課 電話：53-4338

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	小津安二郎の件	昨年4月6日愛宕町にあった小津安二郎青春館が佐野氏の高齢により、歴史民俗資料館2階に「小津安二郎松阪記念館」としてオープンしました。体制を強化し情報発信のため学芸員を配置し、『安ちゃん青春のまち松阪』が刊行されました。2025年になりますと生誕120年、没後60年になります。全国的な動きとして松竹、鎌倉文学館、全国小津安二郎ネットワーク等が着々と取組みの準備をすすめているように聞いております　松阪では生誕110年、没後50年では松阪小津組　県段階では県立図書館　津では記念碑建立委員会が （全国の映画愛好家　企業から約1千件の寄付　約1200万円を集め、小津安二郎がよく通った「大正館」の近くあったと云うことで大門の観音寺境内に建てられた津市の「広報つ！」前葉市長が「小津安二郎と津」で津市民に働きかけ以後「彼岸花映画祭と津」が開催されているようです。 青春館の一年内の活動の総括と生誕120年に向けた構想etcが市当局で検討されてみえると思いますが、実行委員会メンバーの組み方、スケジュール、全国的な連携又市民への働きかけ等におしえていただければ幸いです。年度の終始期で人の異動もあろうかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。	小津安二郎松阪記念館は、令和3年4月3日に松阪市立歴史民俗資料館2階にリニューアルオープンし、学芸員を配置しました。令和3年度は、資料収集及び研究、来館者へのご案内、他の小津安二郎顕彰団体との情報共有等を行い、さらに、地元の高校生や中心商店街活性化促進協議会と連携し、市民や観光客を対象とした市内ゆかりの地めぐりスタンプラリー及び映画作品上映会を実施しました。 今後、令和5年度には小津安二郎生誕120年没後60年を迎えます。松竹株式会社では令和4年中にプレイベントを検討していると伺っており、これは発信効果が高いと考えられることから、全国小津安二郎ネットワークなど他の顕彰団体と連携し、松阪市でも記念館をはじめとしたPRを行っていきたいと考えています。また、時期を合わせて、小津監督が松阪で過ごした大正7年・10年の日記に注釈等を挿入した冊子の発行を予定しています。	文化課 電話：53－4397

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	大口排水区、新愛宕川雨水幹線流域の実排水量について	大口排水区の既設昭和雨水幹線地の流下能力疑義について、「市長への手紙」をR4.3月に届けたところです。この時点以前から標記雨水幹線流域の実際の排水量について上下水道部に疑問を投げかけていますが、検討されれている様子がありませんので「市民の声」として届けます。 この流域は雨水計画の観点でみると、官公庁施設・公益施設・規模の比較的大きい商業施設・大規模駐車場等がかなりの範囲に点在していること及び以前から民間事業者による開発行為によって広範囲で宅地化が進んでいることから、松阪市公共下水道事業雨水計画で定められた流出係数　C=0.65　をかなり上回っていることが予想できると思われます。 松阪市では、県内他市町に誇れる統合型GISを導入し・データ更新をしているようですので、このシステムを利用すれば比較的簡易に現状での実流出係数「C´」を算定できると考えます。流出係数が公共下水道事業の雨水計画値以上であれば、必然的に排水量が多大になり幹線等の流下能力不足及び最下流部ポンプ場の能力不足が懸念されます。 最近では、地球温暖化の影響といわれているゲリラ豪雨・線状降水帯の発生など以前にも増して災害の危機にさらされています。 上記の現状を考慮すると、当該排水区域に在住している市民としては、大変不安に感じているところです。 従って、実際の流出係数を基にした大口排水区の雨水排水量を算定し、計画値との差について原因究明を行い、市としての見解を技術的に示してください。	松阪市公共下水道事業計画における大口排水区の流出係数はC=0.65となっています。この数値は、松阪市公共下水道事業計画策定時に、用途地域構成比から排水区単位で決定されており、大口排水区域内においては、用途地域別にモデルケースを作成し建ぺい率を考慮して設定されたものと思われます。 ご指摘いただいている、「大きい商業施設・大型駐車場等がかなりの範囲に点在し、民間の開発行為による宅地化により、松阪市公共下水道事業雨水計画で定められた流出係数を上回っていることが想定できる」ことについては、現時点で実際の数値をお示しすることができませんが、今後は、今回いただいたご意見とともに、令和6年度に予定している下水道事業全体計画の見直しに合わせて、大口排水区の問題点や現状を整理して、検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	下水道建設課 電話：53－4232

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	無形民俗文化財の件	松阪市内で小生が認識している標は県市指定のかんこ踊りです。今、問題になっておりますのは、伝承者即ち保存会をどう維持が大きな課題となっているのではないでしょうか。 小生の居住する〇〇町〇丁目（旧〇〇町）でも町内会が存続の危機であります。小生71年間居住しておりますが、昭和40年代には100世帯程度ありましたが現在では40世帯に激減しております。小生の中学生時代から居住される世帯は13世帯であります。従って山の神　庚申さん（うた有）山の神さん　行者講（大峰山信仰）などがありましたがその伝承者は1名のみパーフェクトにでき、代々の世代も2人となりました。 従って文化価値の高い無形民俗文化財を伝承をどうされるか、ご教授いただければ幸いです。専門的なお立場で全国共通課題でありますので、文化庁から方針とうもあろうかと思いますが。 又最近登録無形文化財なるものもできたようですが、松阪市内においてかようなるものの対象になるものがあるかと思います。これもご教授いただきたくよろしくお願い申し上げます	まず、無形民俗文化財の伝承に関してですが、松阪市では、指定無形民俗文化財の保存伝承の一助となるよう保存団体に対する補助制度を設けて、活動の支援をしています。 次に登録無形民俗文化財に関しては、新しい制度であるため、松阪市内のどのようなものが該当するか不確かなところがございます。今後も三重県内外の動向を注視しつつ、情報収集に努めてまいります。	文化課 電話：53－4393

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	（なし）	令和4年3月28日国立感染研究所が新型コロナウイルスの感染経路についてウイルスを含んだ空気中に漂う微粒子（エアロゾル）を吸い込んで感染するとの見解を公表しました。	当市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各種対策は、三重県から発出されている三重県指針を基にして対策方針を策定しています。 三重県指針は令和2年5月15日に初版が発出され、その記述には新しい生活様式の実践例として「マスクの着用」や事業所や施設の接触感染対策では「人と人とが対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する」がございました。 その後、庁内におきましても、手洗い・手指消毒や3密の回避など、基本的な感染防止対策とともに人との対面が想定される箇所へのアクリル板の設置を行っております。 この対策は、最新の『三重県指針』ver.15（令和4年4月4日から適用）においても継続されておりますことから、ご意見をいただきましたマスクの着用や飛沫を防ぐカーテン（アクリル板）の設置は継続をさせていただきます。	危機管理特命理事 電話：53-4311
13	（なし）	障がい者の駐車場がまっすぐになり停めやすくて助かってますが、ゆずりあい証が無い、市販の車椅子マークを貼った元気な老人や運転手は元気な人が乗せてきて降ろして止めるのは1人で来た障がい者が止める所がなくて困るので降ろしてから車を普通の駐車場に変えれるようにしてもらえると助かるので、なにか良い案ありませんか？止める時譲り合い証を提出してもらつて、もつてる人が止められる（運転手が障がい者）とか出来ないですかね。後障がい者駐車場に止めて少し坂を昇る所までは良いのですが上がりきる段差が車椅子を1人だと最後のホールへあがれません。たまに知らない人に押してもらえるのですがもう少し最後をなめらかにしてもらうと1人で市役所に入れるので修繕工事の時期が来たらそう言う障がい者の意見があると言う事を少し気にしてください。最近車椅子生活になっていままで気にならない事につまづくようになりました。	まず、おもいやり駐車場の利用についてですが、ご指摘のように見かけの上では元気な方も利用されていることがあるかもしれません。 おもいやり駐車場の利用が必要ではない方も中にはいるかもしれませんが、見た目は元気でも障がいがある方や、足腰の悪いご高齢の方などおもいやり駐車場の利用を必要とされている方もいらっしゃいますので、その見かけだけでは判断をすることがとても難しく、また、運転手の方も介助等で移動が困難な場合もあろうかと思います。 多くのおもいやり駐車場を必要とする方に利用していただけるように、利用者の皆さんがゆずりあいの気持ちをもって、おもいやり駐車場を利用していただければと思います。 次に、段差のことについてですが、現場も確認させていただき、次の工事等の機会には修繕することを検討させていただきます。	財務課 電話：53-4322

令和3年度（2021年度）3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	深夜に外から異音がする	松阪市〇〇〇町〇〇-〇 あたりで 夜の10時から12時頃まで 外から異音がします。 異音の聞こえ方は、耳鳴りの様な「フォーン」みたいな低めの音で、 最初は耳鳴りかと思いましたが、同居人も聞こえ、外からも聞こえたので報告しました。 近隣の室外機からの音なのか、わからないですが とても不気味で、早急に原因調査して欲しいです。 この所毎日聞こえます。 よろしくお願い致します。	環境課では、工場・事業場からの騒音、建設作業に伴う騒音の規制を行っています。 3月10日に現場周辺の調査を実施いたしましたが、音源の確認には至らず、また騒音規制法で定められた特定機器等も確認できませんでした。お問い合わせの内容から異音は低周波の音源と推察され、住居地域においては、一般的に室外機又はヒートポンプユニットが音源であるケースが多いです。一般住宅等に設置されている室外機・ヒートポンプユニット等の生活騒音又は低周波音については、規制がないため当事者間で話し合うことにより解決に努めていただくこととなります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境課 電話：53-4066
15	松阪市〇〇町〇〇〇地域のものです	本日11時頃だったと思いますが、〇〇〇地域に救急車がきました。そのため、その後にゴミ収集車がきたものの通れず、引き返すような場面が見られました。 その際にカーブミラーにぶつかったのか、音がしたのですが少し確認した様子のあとそのまま去っていきました。 そのカーブミラーは角度が曲がり、ミラーによる確認ができなくなってしまっています。困ります。	お問い合わせの内容のカーブミラーの件ですが、収集業者からの連絡が遅く対応がおくれ申し訳ございませんでした。3月11日に対応させていただきました。今後は再発防止も含め細心の注意を払うよう収集業者に指導させていただきました。 ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。	三雲地域振興局 地域住民課 電話：56-7909
16	〇〇集会所での子供の遊び方について	〇〇集会所の裏に金属製の多分物置だと思うのですが、そこに小学生くらいの子供達が登って遊んでいることがよくあります。リビングの窓からその様子がよく見えるのですが、いつか誰か落ちてしまう子が出るのではないかと心配になります。 危ないと思いますので場所を変えたり、登らないように対策を取っていただきたいです。	〇〇集会所は松阪市の所有する建物ではございますが、管理・運営については地元自治会様にお任せしている施設です。 今回のお問い合わせについてですが、自治会長様に連絡し、〇〇町自治会様の方でご検討いただくことになりましたので宜しくお願い申し上げます。	三雲地域振興局 地域振興課 電話：56-7905
17	滝之川城跡の遺構破壊について	こんにちは 滝之川町の滝之川城跡、下部の寺跡にユンボが入って道を造ってしまってます。 すでに「堀切」遺構も破壊されてるとのことです。 自分は他県の者ですが松阪市にとって素晴らしい歴史の財産だと思います。 これ以上 遺構破壊されないようにできないものでしょうか？ よろしくお願い致します。	ご指摘の件につきましては、当市の文化財担当職員が現地の状況を確認し、把握しましたので、今後の取り扱いについて事業者との協議を進めてまいります。	文化課 電話：53-4393